

嘉手納町産後ケア事業のご案内

嘉手納町では、出産後、家族等から育児のサポートが無いなど、特に支援が必要な産婦さんと赤ちゃんを対象に「産後ケア事業」を実施しています。

産婦さんと赤ちゃんへの心身のケアや育児サポートを行い、利用にかかる費用の一部を嘉手納町が負担します。

利用を希望される方は、地区担当保健師へご相談ください。




利用できる方

出産退院後、1年を経過しない産婦さんと赤ちゃんで、以下の①～③の全てに該当する方

- ①嘉手納町に住民票がある。
- ②ご家族等から産後の育児協力を得ることが難しい。
- ③心身に不調がある、または育児不安が強い。

ケアの種類等及び自己負担額

種類	訪問型	デイサービス型		宿泊型
		3時間	6時間	
利用時間	午前9時～午後5時までの間で、1回あたり2～3時間程度	午前10時～午後1時まで	午前10時～午後4時まで 昼食あり	入所時間は午前10時、退所時間は退所日の午前10時 食事あり
内容	・産後のからだと心のケアや休養に関する相談 ・赤ちゃんの健康や発育の観察 ・沐浴、授乳等育児手技の相談 ・生活場面に合わせた家事・育児の工夫・・・など			
利用回数	訪問型・デイサービス型・宿泊型の組み合わせ自由、合計7回以内			
自己負担額*	500円	1,000円	2,000円	3,000円

*利用者の属する世帯の全員が、市町村民税所得割非課税世帯である世帯若しくは生活保護受給者に該当する場合等は、減免があります。

利用できる施設

詳しくは、職員へご確認ください。



利用にあたっての注意事項

- ・産後ヘルパーではありませんので、乳児だけの見守り・買い物・掃除・洗濯等の家事は行いません。
- ・感染症にかかっている場合や治療が必要な場合は対象外となります。
- ・自己負担額は、事業の利用当日に直接、全額現金でお支払い下さい。
- ・キャンセルの場合は、早めに施設へご連絡ください。前日のキャンセルは利用料が発生します。



申請から利用までの流れ

① 子ども家庭課で申請を行います。



*事業の内容、利用料、利用施設等について説明を受け、申請を行います。

② 嘉手納町産後ケア事業利用承認決定通知書が届きます。



*決定通知が届くまでに、1週間～10日程度かかります。

③ 利用施設との利用の調整を行います。(保健師が行います)



*保健師と施設で利用の調整ができましたら、利用者の方にご連絡をします。

④ 利用施設と実際の利用日の調整を行います。



*利用者の方から、利用施設へご連絡をお願いします。

⑤ 利用開始

*利用料(自己負担額)は、その都度直接お支払いください。

利用時の持ち物

親子健康手帳、決定通知書、お母さんと赤ちゃんに必要なもの、
その他施設から説明のあった持ち物など

お問い合わせ先

嘉手納町役場 子ども家庭課 母子保健係

098-956-1111 (内線156・157)

*土・日・祝祭日を除く、8時30分～17時00分

